

審 査 基 準

平成25年3月28日作成

法 令 名：武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項：第39条
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：島根県知事、島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第32条の2
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた公安委員会は、当該車両が次のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先： 島根県消防防災課、隠岐支庁、東部・西部県民センター、島根県警察本部交通部交通規制課及び警察署
問 い 合 わ せ 先： 島根県消防防災課、隠岐支庁、東部・西部県民センター、島根県警察本部交通部交通規制課及び警察署
備 考：